

対象収入による階層区分		事務費	生活費	管理費	合計
1	1,500,000円以下	¥10,100	¥44,500	¥25,000	¥79,600
2	1,500,001~1,600,000円	¥13,100			¥82,600
3	1,600,001~1,700,000円	¥16,200			¥85,700
4	1,700,001~1,800,000円	¥19,300			¥88,800
5	1,800,001~1,900,000円	¥22,300			¥91,800
6	1,900,001~2,000,000円	¥25,300			¥94,800
7	2,000,001~2,100,000円	¥30,500			¥100,000
8	2,100,001~2,200,000円	¥35,600			¥105,100
9	2,200,001~2,300,000円	¥40,600			¥110,100
10	2,300,001~2,400,000円	¥45,800			¥115,300
11	2,400,001~2,500,000円	¥50,800			¥120,300
12	2,500,001~2,600,000円	¥58,000			¥127,500
13	2,600,001~2,700,000円	¥65,100			¥134,600
14	2,700,001~2,800,000円	¥72,300			¥141,800
15	2,800,001~2,900,000円	¥79,400			¥148,900
16	2,900,001~3,000,000円	¥86,600			¥156,100
17	3,000,001~3,100,000円	¥88,000			¥157,500
18	事務費基準額	¥88,000			¥157,500

- ☆ 事務費減額申請により、事務費を減額することができます。
- ☆ この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として認定する事が適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費などの必要経費を控除した後の収入を言います。
- ☆ 11月から3月まで冬季加算として、毎月4,870円（令和元年度）徴収いたします。
- ☆ 基本利用料以外に要する費用として、自室での「電気料・水道料・電話料」が必要になります。
- ☆ この基本利用料は、国の定める基準が改正になった場合には、その定めに従い改正させて頂く事になっております。
- ☆ 入居契約金として75000円を徴収いたします。（退去時修繕費として）